



新潟県報

発行 新潟県

第76号

平成29年10月3日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主要目次

訓令

13 新潟県職員服務規程の一部改正（人事課）

告示

- 1086 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1087 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 1088 道路の区域変更（道路管理課）
- 1089 道路の供用開始（道路管理課）
- 1090 道路の区域変更（道路管理課）
- 1091 道路の供用開始（道路管理課）
- 1092 道路の区域変更（道路管理課）
- 1093 道路の供用開始（道路管理課）

公告

- 一般競争入札の実施（情報政策課）
- 一般競争入札の実施（廃棄物対策課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）

選挙管理委員会告示

46 個人演説会等を開催することのできる施設の異動報告（選挙管理委員会）

雑報

公立大学法人新潟県立看護大学の平成28年度財務諸表（大学・私学振興課）

訓令

◎新潟県訓令第13号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員服務規程（昭和35年3月新潟県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第6号様式の3（第10条の2関係） （略） 育児休業承認請求書 （略） 注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本、住民票の写し、母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し、<u>養子縁組届受理証明書、家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等</u>）又はその写しを添付すること。 2～4 （略） （略）</p>	<p>第6号様式の3（第10条の2関係） （略） 育児休業承認請求書 （略） 注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し）を添付すること。 2～4 （略） （略）</p>
<p>第6号様式の4（第10条の2関係） 部分休業承認請求書 （略） 注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本、住民票の写し、母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し、<u>養子縁組届受理証明書、家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等</u>）又はその写しを添付すること。 2 （略） （略）</p>	<p>第6号様式の4（第10条の2関係） 部分休業承認請求書 （略） 注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し）を添付すること。 2 （略） （略）</p>
<p>第6号様式の6（第10条の2関係） （略） 育児短時間勤務承認請求書 （略） 注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本、住民票の写し、母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し、<u>養子縁組届受理証明書、家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書等</u>）又はその写しを添付する</p>	<p>第6号様式の6（第10条の2関係） （略） 育児短時間勤務承認請求書 （略） 注 1 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日を証明する書類（申請に係る子の戸籍抄本又は住民票若しくは母子健康手帳の出生届出済証明欄の写し）を添付すること。</p>

<p>こと。 2～5 (略) (略)</p> <p>第6号様式の9 (第10条の2関係) (略)</p> <p>自己啓発等休業承認申請書 (略)</p> <p>注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。 ア (略) イ 大学等課程への入学又は国際貢献活動への参加を証明する書類(合格通知、大学等が発行する入学証明書、独立行政法人国際協力機構が発行する証明書等) <u>又はその写し</u> ウ (略) 2～6 (略) (略)</p> <p>第6号様式の11 (第10条の2関係) (略)</p> <p>配偶者同行休業承認申請書 (略)</p> <p>注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。 ア (略) イ 配偶者との婚姻関係等の事実を証明する書類(戸籍又は住民票の謄本又は抄本等) <u>又はその写し</u> ウ (略) 2～4 (略) (略)</p>	<p>2～5 (略) (略)</p> <p>第6号様式の9 (第10条の2関係) (略)</p> <p>自己啓発等休業承認申請書 (略)</p> <p>注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。 ア (略) イ 大学等課程への入学又は国際貢献活動への参加を証明する書類(合格通知、大学等が発行する入学証明書、独立行政法人国際協力機構が発行する証明書等) ウ (略) 2～6 (略) (略)</p> <p>第6号様式の11 (第10条の2関係) (略)</p> <p>配偶者同行休業承認申請書 (略)</p> <p>注 1 この申請書には、次の書類を添付すること。 ア (略) イ 配偶者との婚姻関係等の事実を証明する書類(戸籍又は住民票の謄本又は抄本等) ウ (略) 2～4 (略) (略)</p>
--	--

告 示

◎新潟県告示第1086号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、燕市の一部を受益地域とする県営花見地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月3日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成29年10月4日から平成29年11月1日まで
- 3 縦覧に供する場所
燕市役所
- 4 その他
(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1087号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営農業用排水施設整備・区画整理(中山間地域総合整備)事業に係る換地計画を定めたので、平成29年10月4日から平成29年11月1日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	清津里山(七川)	換地計画書の写し	十日町市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1088号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年10月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 薦川中原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市朝日中野字中野3248番20から	新	5.8～10.5メートル	272.8メートル
同市中原字中原野3502番1まで	旧	5.4～9.6メートル	272.8メートル

◎新潟県告示第1089号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年10月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 薦川中原線
- 2 供用開始の区間
村上市朝日中野字中野3248番20から同市中原字中原野3502番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年10月3日

◎新潟県告示第1090号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年10月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山熊田府屋停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
村上市荒川口字ヲソノ淵286番1から	新	9.3～12.4メートル	38.6メートル
同市荒川口字ヲソノ淵288番1まで	旧	9.3～12.4メートル	38.6メートル

◎新潟県告示第1091号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年10月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 路線名 県道 山熊田府屋停車場線
- 2 供用開始の区間
村上市荒川口字ヲソノ淵286番1から同市荒川口字ヲソノ淵288番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年10月3日

◎新潟県告示第1092号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務

課において縦覧に供する。

平成29年10月3日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 290号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
新発田市荒町字古道下甲44番2から	新	8.6～22.8メートル	163.6メートル
同市荒町字村中甲10番1まで	旧	8.6～22.8メートル	163.7メートル

◎新潟県告示第1093号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年10月3日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 一般国道 290号
- 2 供用開始の区間
新発田市荒町字古道下甲44番2から同市荒町字村中甲10番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年10月3日

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県が調達する新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用ソフトウェア一式の借上げについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年10月3日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達案件の名称
新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用ソフトウェア一式の借上げ
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成29年11月30日（木）
 - (4) 納入場所
新潟県総務管理部情報政策課（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）
- 2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等
 - (1) 交付期間 平成29年10月3日（火）から平成29年10月16日（月）まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
 - (2) 交付場所 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班（新潟県新潟市中央区新光町4番地1）
 - (3) 問合せ等 入札説明書による。
- 3 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成29年11月1日（水） 午前10時
 - (2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本調達物品納入後の保守管理体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (4) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。
- (5) 3(1)に定める入札執行日前1年以内に、新潟県との機器等の賃貸借契約において、当該契約の全部又は一部債務不履行をした者でないこと。
- (6) 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書（平成29年10月3日以降に発行された納税証明書であつて、未納がないことを証明したものに限り。）を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加を希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成29年10月23日（月） 午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県総務管理部情報政策課電子県庁推進班

ウ 提出方法 本人（法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及び部数 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 通知日時 平成29年10月26日（木） 午前9時から午後5時まで

イ 通知場所 (1)イに定める場所

6 入札手続等

(1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、5(1)イに定める提出場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。）をもって3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人（入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人）に限る。

(3) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、契約希望本体金額（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった契約希望金額（1に掲げる新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用ソフトウェア一式の1か月当たりの賃貸借料をいう。）に108分の100を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）に100分の8に相当する額を加算した金額に60を乗じて得た金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望本体金額に60を乗じて得た額を入札書に記載すること。その他入札説明書による。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

7 無効入札

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第62条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する金額を加算した金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

9 契約保証金

契約金額（1に掲げる新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用ソフトウェア一式の1か月当たりの賃貸借料に係るものをいう。）に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び新潟県へ通報報告を行うこと。

ウ その他詳細は、入札説明書による。

エ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、平成29年度化学物質のリスク対策事業ダイオキシン類検査検体採取業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成29年10月3日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成29年度化学物質のリスク対策事業ダイオキシン類検査検体採取業務

(2) 委託業務の仕様等

平成29年度化学物質のリスク対策事業ダイオキシン類検査検体採取業務に係る仕様書及び契約条項（以下「仕様書等」という。）による。仕様書等は、本公告の日から(5)に定める入札説明書と併せて交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

(3) 委託期間

契約日から平成30年2月28日

(4) 業務実施場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札説明書による。

2 入札説明書の交付場所及び本件入札に関する問い合わせ等

次の場所で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課

電話番号 025-280-5161

Eメール: ngt030170@pref.niigata.lg.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更正手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てをされている者ではないこと。

(4) 4に定める参加資格確認申請書を提出した日から入札執行日までの間において、知事から指名停止の措置を受けた者(指名停止期間の一部が属するものを含む。)でないこと。

(5) 日本工業規格K0311排ガス中のダイオキシン類の測定方法 附属書1に示すJ I S II形装置による排ガス採取の実績があること。

(6) 新潟県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(7) 本件委託業務に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(8) 次の①又は②を満たす者であること。

① 特定計量証明事業者認定制度(M L A P)の排ガス区分の認定を受けていること。

② 平成29年度に環境省が実施するダイオキシン類環境測定調査受注資格を、G C / M S 法(従来法)により有していること。

(9) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

4 参加資格の確認

本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより参加資格確認申請書を提出し、知事の確認を受けなければならない。

この場合において、3に定める参加資格がないと認められた者及び参加資格確認申請書を入札説明書に定める期間に提出しなかった者は、入札に参加することができない。

5 入札日時及び場所

(1) 日時 平成29年10月16日 午後1時30分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁入札室

6 入札保証金

自己の見積もった契約金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

7 入札の無効

財務規則第62条第1項又は第3項の規定に該当する入札は、これを無効とする。

8 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) その他

詳細は、入札説明書その他交付書類によるほか、財務規則その他知事の定める規則及び関係法令の定めるところによる。

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の

日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年10月3日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名称 リップス
 所在地 長岡市川崎町字野口1436番5 外
 設置者 高野不動産株式会社
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 (変更前) 5,986㎡
 (変更後) 5,349㎡
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 上新電機株式会社 午前10時00分から午後8時00分
 (変更後) 株式会社ドン・キホーテ 24時間営業
- 3 変更年月日
 平成29年10月11日
- 4 届出年月日
 平成29年9月6日
- 5 縦覧場所
 新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
 (なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 6 縦覧期間
 平成29年10月3日から平成30年2月3日まで
- 7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
 商業・地場産業振興課 商業振興係
 電話 025-280-5237
 Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、妙高市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

平成29年10月3日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定内容に異動のあった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
妙高市多目的集会施設 姫川原コミュニティセンター	妙高市大字姫川原 760番地 (旧妙高市大字姫川 原757番地)	大会議室	101.30 (旧88.80)	平成29年4月1日

雑報

公立大学法人新潟県立看護大学の平成28年度財務諸表について（公告）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第4項の規定により、公立大学法人新潟県立看護大学の平成28年度財務諸表を次のとおり公告する。

平成29年10月3日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 小泉 美佐子

貸借対照表

(平成29年3月31日)

(単位:円)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地		1,352,373,000
建物	932,871,000	
減価償却累計額	<u>△ 123,030,336</u>	809,840,664
構築物	21,481,452	
減価償却累計額	<u>△ 2,770,626</u>	18,710,826
工具器具備品	80,824,830	
減価償却累計額	<u>△ 40,526,010</u>	40,298,820
図書		291,689,966
美術品・收藏品		18,330,000
車両運搬具	2,222,377	
減価償却累計額	<u>△ 1,388,985</u>	833,392
有形固定資産合計		2,532,076,668

2 無形固定資産

ソフトウェア		3,696,000
電話加入権		<u>18,000</u>
無形固定資産合計		3,714,000

3 投資その他の資産

その他の投資その他の資産		<u>1,985,910</u>
投資その他の資産合計		<u>1,985,910</u>

固定資産合計		2,537,776,578
--------	--	---------------

II 流動資産

現金及び預金		212,758,556
未収入金		258,309
前払費用		<u>1,099,062</u>

流動資産合計		<u>214,115,927</u>
--------	--	--------------------

資産合計		<u><u>2,751,892,505</u></u>
------	--	-----------------------------

負債の部

I 固定負債

資産見返負債

資産見返運営費交付金等	26,979,571	
資産見返寄附金	1,783,354	
資産見返物品受贈額	<u>296,962,357</u>	325,725,282

長期リース債務	<u>18,049,970</u>	
---------	-------------------	--

固定負債合計		343,775,252
--------	--	-------------

II 流動負債

運営費交付金債務	99,182,845	
寄附金債務	482,064	
前受金	1,782,213	
預り科学研究費補助金	7,548,363	
預り金	4,710,569	
未払金	75,992,838	
リース債務	10,837,039	
未払消費税等	<u>499,000</u>	

流動負債合計		<u>201,034,931</u>
--------	--	--------------------

負債合計		544,810,183
------	--	-------------

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金	<u>2,285,244,000</u>	
-----------	----------------------	--

資本金合計		2,285,244,000
-------	--	---------------

II 資本剰余金

資本剰余金	20,637,910	
-------	------------	--

損益外減価償却累計額(△)	<u>△ 123,030,336</u>	
---------------	----------------------	--

資本剰余金合計		△ 102,392,426
---------	--	---------------

III 利益剰余金

目的積立金	20,403,335	
-------	------------	--

積立金	1,098,000	
-----	-----------	--

当期末処分利益	<u>2,729,413</u>	
---------	------------------	--

(うち当期総利益)	(2,729,413)	
-----------	---------------	--

利益剰余金合計		<u>24,230,748</u>
---------	--	-------------------

純資産合計		<u>2,207,082,322</u>
-------	--	----------------------

負債純資産合計		<u>2,751,892,505</u>
---------	--	----------------------

損益計算書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(単位:円)

経常費用

業務費

教育経費	101,449,969	
研究経費	31,324,256	
教育研究支援経費	16,217,849	
役員人件費	33,097,246	
教員人件費	453,677,195	
職員人件費	<u>144,239,337</u>	780,005,852

一般管理費

68,683,540

財務費用

支払利息	<u>432,529</u>	<u>432,529</u>
------	----------------	----------------

経常費用合計

849,121,921

経常収益

運営費交付金収益		571,112,700
授業料収益		213,427,000
入学金収益		35,306,400
検定料収益		6,801,600
補助金収益		253,000
寄附金収益		1,000,137
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	1,636,967	
資産見返物品受贈額戻入	<u>8,347,873</u>	9,984,840

財務収益		
受取利息	<u>3,786</u>	3,786
雑益		
財産貸付料収益	5,900,880	
科学研究費補助金間接経費収入	2,958,010	
その他	<u>5,102,981</u>	<u>13,961,871</u>
経常収益合計		<u>851,851,334</u>
経常利益		2,729,413
当期純利益		<u>2,729,413</u>
当期総利益		<u><u>2,729,413</u></u>

キャッシュ・フロー計算書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(単位:円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 116,561,109
	人件費支出	△ 644,922,152
	その他の業務支出	△ 56,576,899
	運営費交付金収入	599,562,140
	授業料収入	209,140,600
	入学金収入	35,306,400
	検定料収入	6,801,600
	受託事業収入	1,793,881
	補助金収入	253,000
	寄附金収入	1,000,010
	預り金の増減	△ 657,352
	その他収入	14,233,333
	業務活動によるキャッシュ・フロー	49,373,452
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 3,310,589
	投資その他の資産の取得による支出	△ 7,000
	小計	△ 3,317,589
	利息の受取額	3,786
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,313,803
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 12,358,500
	利息の支払額	△ 445,212
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 12,803,712
IV	資金増加額	33,255,937
V	資金期首残高	179,502,619
VI	資金期末残高	212,758,556

利益の処分に関する書類

(平成29年9月20日)

(単位:円)

I	当期未処分利益		2,729,413
	当期総利益	2,729,413	
II	利益処分額		
	積立金		0
	地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額		
	教育研究等環境改善積立金	<u>2,729,413</u>	<u>2,729,413</u>

行政サービス実施コスト計算書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(単位:円)

I 業務費用

(1) 損益計算書上の費用

業務費	780,005,852	
一般管理費	68,683,540	
財務費用	<u>432,529</u>	849,121,921

(2) (控除) 自己収入等

授業料収益	△ 213,427,000	
入学金収益	△ 35,306,400	
検定料収益	△ 6,801,600	
寄附金収益	△ 1,000,137	
財務収益	△ 3,786	
雑益	<u>△ 11,003,861</u>	<u>△ 267,542,784</u>

業務費用合計 581,579,137

II 損益外減価償却相当額 30,757,584

III 引当外賞与増加見積額 146,204

IV 引当外退職給付増加見積額 △ 1,443,688

V 機会費用

地方公共団体出資の機会費用 1,426,900

VI (控除) 設立団体納付額 0

VII 行政サービス実施コスト 612,466,137

注 記 事 項

I 重要な会計方針

1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、施設整備及び退職一時金については、費用進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	26～36年
構築物	10～34年
工具器具備品	4～15年
車両運搬具	6年

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第85)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として、資本剰余金から控除して表示しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

3 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第86第2項に基づき当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度の同見積額を控除した額を計上しています。

4 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第87第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成29年3月末利回りを参考に0.065%で計算しています。

6 リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

II 「貸借対照表」注記

- (1) 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額は36,213千円です。
- (2) 運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額は221,009千円です。
(新潟県からの派遣職員に対する退職給付見積額は、上記金額には含んでいません。)

III 「キャッシュ・フロー計算書」注記

1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	212,758,556	円
資金期末残高	212,758,556	円

2 重要な非資金取引の内容

- (1) 現物寄附による資産の取得

図書	741,646	円
合計	741,646	円

IV 「行政サービス実施コスト計算書」注記

- (1) 引当外賞与増加見積額の中には、新潟県からの派遣職員に係るものも含まれています。
- (2) 引当外退職給付増加見積額の中には、新潟県からの派遣職員に係るものも含まれています。
- (3) 機会費用の内訳
機会費用はすべて設立団体(新潟県)に係るものです。

V 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VI 重要な後発事象

該当事項はありません。

VII 金融商品の時価等に関する事項

1 金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な預金及び国債、地方債等に限定した資金運用を行うこととしております。

2 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	212,758,556	212,758,556	-
(2) 未払金	(75,992,838)	(75,992,838)	-

負債に計上されているものは、()で示しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつて
います。

(2) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつて
ています。

VIII 賃貸等不動産の時価等に関する事項

該当事項はありません。

付 属 明 細 書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第85 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第88 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要		
					当期償却額	当期損益内	当期損益外					
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	932,871,000	-	-	932,871,000	123,030,336	30,757,584	-	-	-	809,840,664	
	計	932,871,000	-	-	932,871,000	123,030,336	30,757,584	-	-	-	809,840,664	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	構築物	21,481,452	-	-	21,481,452	2,770,626	736,385	-	-	-	18,710,826	
	工具器具備品	79,081,101	1,743,729	-	80,824,830	40,526,010	15,151,765	-	-	-	40,298,820	
	図書	288,472,253	5,680,357	2,462,644	291,689,966	-	-	-	-	-	291,689,966	
	車両運搬具	2,222,377	-	-	2,222,377	1,388,985	370,396	-	-	-	833,392	
	計	391,257,183	7,424,086	2,462,644	396,218,625	44,685,621	16,258,546	-	-	-	351,533,004	
非償却資産	土地	1,352,373,000	-	-	1,352,373,000	-	-	-	-	-	1,352,373,000	
	美術品・收藏品	18,330,000	-	-	18,330,000	-	-	-	-	-	18,330,000	
	計	1,370,703,000	-	-	1,370,703,000	-	-	-	-	-	1,370,703,000	
有形固定資産合計	土地	1,352,373,000	-	-	1,352,373,000	-	-	-	-	-	1,352,373,000	
	建物	932,871,000	-	-	932,871,000	123,030,336	30,757,584	-	-	-	809,840,664	
	構築物	21,481,452	-	-	21,481,452	2,770,626	736,385	-	-	-	18,710,826	
	工具器具備品	79,081,101	1,743,729	-	80,824,830	40,526,010	15,151,765	-	-	-	40,298,820	
	図書	288,472,253	5,680,357	2,462,644	291,689,966	-	-	-	-	-	291,689,966	
	美術品・收藏品	18,330,000	-	-	18,330,000	-	-	-	-	-	18,330,000	
	車両運搬具	2,222,377	-	-	2,222,377	1,388,985	370,396	-	-	-	833,392	
	計	2,694,831,183	7,424,086	2,462,644	2,699,792,625	167,715,957	47,016,130	-	-	-	2,532,076,668	
無形固定資産	ソフトウェア	18,480,000	-	-	18,480,000	14,784,000	3,696,000	-	-	-	3,696,000	
	電話加入権	18,000	-	-	18,000	-	-	-	-	-	18,000	
	計	18,498,000	-	-	18,498,000	14,784,000	3,696,000	-	-	-	3,714,000	
投資その他の資産	差入敷金・保証金・預託金	1,978,910	288,000	281,000	1,985,910	-	-	-	-	-	1,985,910	
	計	1,978,910	288,000	281,000	1,985,910	-	-	-	-	-	1,985,910	

(2) たな卸資産の明細

該当事項はありません。

(3) 有価証券の明細

該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 引当金の明細

該当事項はありません。

(7) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(8) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(9) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金	地方公共団体出資金	2,285,244,000	-	-	2,285,244,000	(注1)
	計	2,285,244,000	-	-	2,285,244,000	
資本剰余金	無償譲与	15,348,000	-	-	15,348,000	(注2)
	運営費交付金	2,289,910	-	-	2,289,910	
	寄附金等	3,000,000	-	-	3,000,000	
	計	20,637,910	-	-	20,637,910	
	損益外減価償却累計額	△ 92,272,752	△ 30,757,584	-	△ 123,030,336	(注3)
	差引計	△ 71,634,842	△ 30,757,584	-	△ 102,392,426	

(注1) 新潟県からの現物出資によるものです。

(注2) 新潟県からの無償譲与によるものです。

(注3) 当期増加額は、新潟県からの現物出資(建物)に係る減価償却です。

(10) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(10)-1 積立金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
積立金	1,098,000	-	-	1,098,000	
教育研究等環境改善積立金	17,160,028	3,243,307	-	20,403,335	
計	18,258,028	3,243,307	-	21,501,335	

(注) 当期増加額は、平成27年度の利益処分によるものです。

(11) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(11)-1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期 交 付 額	当期振替額				期末残高
			運営費交 付金収益	資産見返運 営費交付金	資本剰余金	小 計	
平成25年度	12,443,845	-	9,261,000	-	-	9,261,000	3,182,845
平成26年度	32,000,000	-	-	-	-	-	32,000,000
平成27年度	32,000,000	-	-	-	-	-	32,000,000
平成28年度	-	599,562,140	561,851,700	5,710,440	-	567,562,140	32,000,000
合 計	76,443,845	599,562,140	571,112,700	5,710,440	-	576,823,140	99,182,845

(11)-2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	平成25年度 交付分	平成26年度 交付分	平成27年度 交付分	平成28年度 交付分	合 計
期間進行基準	-	-	-	538,186,399	538,186,399
費用進行基準	9,261,000	-	-	23,665,301	32,926,301
計	9,261,000	-	-	561,851,700	571,112,700

(12) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(12)-1 施設費の明細

該当事項はありません。

(12)-2 補助金等の明細

(単位:円)

区 分	当期交付額	当期振替額					摘 要
		建設仮勘定 見返補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	
糸魚川市大学等連携集落活性化実践事業	253,000	-	-	-	-	253,000	
計	253,000	-	-	-	-	253,000	

(13) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役 員	常 勤	25,635,600	2	5,380,856	1
	非常勤	677,490	4	-	-
	計	26,313,090	6	5,380,856	1
教 職 員	常 勤	472,419,788	68	18,284,445	6
	非常勤	33,039,770	72	-	-
	計	505,459,558	140	18,284,445	6
合 計	常 勤	498,055,388	70	23,665,301	7
	非常勤	33,717,260	76	-	-
	計	531,772,648	146	23,665,301	7

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人新潟県立看護大学役員報酬規程に基づき支給しています。

(注2) 教職員に対する給与及び退職手当の支給基準について

公立大学法人新潟県立看護大学職員給与規程及び公立大学法人新潟県立看護大学職員退職手当規程に基づき支給しています。

(注3) 支給額には、受託研究費及び受託事業費で支出した人件費は含まれていません。

(注4) 支給額には、法定福利費は含まれていません。

(14) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(15) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

教育経費		
消耗品費	15,553,065	
備品費	2,619,616	
印刷製本費	1,214,622	
水道光熱費	13,764,259	
旅費交通費	5,229,154	
通信運搬費	826,435	
賃借料	1,012,008	
保守費	1,645,920	
修繕費	10,843,983	
広告宣伝費	2,447,404	
諸会費	108,000	
研修費	46,000	
報酬・委託・手数料	28,230,752	
奨学費	4,554,300	
減価償却費	13,193,087	
雑費	161,364	101,449,969
研究経費		
消耗品費	5,958,196	
備品費	843,814	
印刷製本費	12,720	
水道光熱費	5,064,715	
旅費交通費	7,454,068	
通信運搬費	66,532	
賃借料	18,450	
修繕費	5,547,161	
研修費	621,217	
報酬・委託・手数料	5,704,664	
雑費	32,719	31,324,256
教育研究支援経費		
消耗品費	4,329,746	
備品費	216,000	
印刷製本費	78,840	
図書費	2,462,644	
水道光熱費	1,471,180	
旅費交通費	136,392	
賃借料	2,441,688	
保守費	272,160	
修繕費	971,435	
諸会費	20,000	
報酬・委託・手数料	2,374,167	
減価償却費	1,443,597	16,217,849

役員人件費			
報酬		26,085,600	
退職給付費用		5,380,856	
法定福利費		1,403,300	
諸手当		227,490	33,097,246
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	280,078,634		
賞与	94,720,563		
退職給付費用	18,284,445		
法定福利費	55,608,067	448,691,709	
非常勤教員給与			
給料	4,959,300		
法定福利費	26,186	4,985,486	453,677,195
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	72,675,298		
賞与	24,945,293		
法定福利費	14,802,622	112,423,213	
非常勤職員給与			
給料	27,583,670		
賞与	496,800		
法定福利費	3,735,654	31,816,124	144,239,337
一般管理費			
消耗品費		2,117,956	
備品費		2,079,540	
印刷製本費		236,011	
水道光熱費		3,858,833	
旅費交通費		2,930,100	
通信運搬費		3,723,414	
貸借料		23,665,801	
車両燃料費		78,490	
福利厚生費		861,036	
保守費		6,112,200	
修繕費		4,111,901	
損害保険料		870,810	
諸会費		1,364,933	
研修費		56,200	
報酬・委託・手数料		10,752,228	
租税公課		534,125	
減価償却費		5,317,862	
雑費		12,100	68,683,540

(16) 寄附金の明細

(単位:円、件)

区 分	当 期 受 入 額	件 数	摘 要
寄附金	1,741,646	404	
合 計	1,741,646	404	

(注) 当期受入額は、科研費等による現物寄附741,646円を含んでいます。

(17) 受託研究の明細

該当事項はありません。

(18) 共同研究の明細

該当事項はありません。

(19) 受託事業の明細

該当事項はありません。

(20) 科学研究費補助金の明細

(単位:円、件)

種 目	当 期 受 入	件 数	摘 要
基盤研究(B)	(800,000) 240,017	1	
基盤研究(C)	(12,155,848) 3,647,021	16	
若手研究(B)	(1,062,118) 396,925	1	
挑戦的萌芽研究	(1,520,757) 456,260	4	
合 計	(15,538,723) 4,740,223	22	

(注1) 間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()内に記載しています。

(注2) 分担金を含めて記載しています。

(注3) 基金分の繰越を含めて記載しています。

(21) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

(21) - 1 現金及び預金

(単位:円)

区 分	金 額
現 金	0
預 金	212,758,556
計	212,758,556

(21) - 2 未払金

(単位:円)

相 手 先	金 額
人件費(退職金等)	28,363,496
(株)高菱	5,120,280
田辺工業(株)	5,094,360
(一財)日本開発構想研究所	5,000,000
(株)金森医療器械店	3,495,744
その他	28,918,958
計	75,992,838

(21) - 3 資産見返物品受贈額

(単位:円)

区 分	金 額
構築物	17,988,348
工具器具備品	966,212
図書	274,311,797
ソフトウェア	3,696,000
計	296,962,357